

埼玉県人事委員会訓令第一号

訓令

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二人事委員会事務全般に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄4中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「勤務成績の評定、」を削る。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る不服申立て等に関する事務の項事務の種類の中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る不服申立て等に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄中2から5までを次のように改める。

2 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「不服審査法」という。）第二十三条の規定に基づき、審査請求書の補正（軽微なものを除く。）を命じること。

3 不服審査法第四十五条第一項から第三項までの規定に基づき、却下し、又は棄却すること。

4 不服審査法第四十六条の規定に基づき、処分取消、変更等を行うこと。

5 不服審査法第四十九条の規定に基づき、却下、棄却等を行うこと。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る不服申立て等に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄中6を削る。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る不服申立て等に関する事務の項事務局専決事項の欄中3及び4を次のように改める。

3 不服審査法第二十三条の規定に基づき、審査請求書の軽微な補正を命ずること。

4 不服審査法第二十七条第二項に規定する審査請求の取下げに係る書面を受理すること。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄11中「第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第三項」を「（地公法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項事務局専決事項の欄12中「第

二十八条の五第二項又は第二十八条の六第三項」を「(地公法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項委員長専決事項の欄4中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項委員長専決事項の欄中5を次のように改める。

5 事務局長の次に掲げる場合(イ及びロの場合並びにカの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合は、引き続き三日以上のときに限る。)における職務に専念する義務を免除すること。

イ 研修を受ける場合

ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ハ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合

ニ 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、職を兼ね、その職に属する事務を行う場合

ホ 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合

ヘ 地公法第四十六条若しくは第四十九条の二第一項又は職員からの苦情相談に関する規則(埼玉県人事委員会規則一―一四。以下「苦情相談規則」という。)第二条の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求をし、不利益処分に関する審査請求をし、又は苦情の申出若しくは相談をし、及びこれらに関し、人事委員会が行う審査又は調査のため出頭する場合

ト 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「地公災法」という。)第五十一条の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第六十条第一項の規定に基づき、審査請求人として出頭する場合

チ 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第七条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合
リ 地公法第五十五条第十一項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合

又 職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合

ル 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合

ヲ 県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合

ワ 職員団体の指名を受けた者、労働組合の代表者又はこれらの団体から委任

を受けた者として当局と適法な交渉を行う場合

カ 人事委員会が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項事務局長専決事項の欄9ト中「苦情相談に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一―一四。以下「苦情相談規則」という。）」を「苦情相談規則」に、「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同欄9リ中「（昭和二十四年法律第七十四号）」を削り、同欄11中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改め、同欄23中「第十九条」の下に「第一項」を、「又は」の下に「同条第三項の規定に基づき」を加える。

別表第三を次のように改める。

別表第二（第三条、第五条関係）

個別の決裁事項、専決事項

事務の種類	人事委員会決裁事項	事務局長専決事項
<p>一 職員の勤務条件等に関する事務</p>	<p>1 地公法第二十三条の四の規定に基づき、人事評価の実施に必要な事項について任命権者に勧告すること。</p> <p>2 地公法第三十九条第四項の規定に基づき、研修に関する計画の立案その他研修の方法に関し必要な事項について任命権者に勧告すること。</p> <p>3 職務に専念する義務の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則一〇二二）第二条第十三号に規定する承認をすること。</p> <p>4 職員の懲戒の手續及び効果に関する規則（埼玉県人事委員会規則一〇一）第六条の規定に基づき、規則の実施に関し必要な事項を定めること。</p>	<p>1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第五項の規定に基づき、勤務時間を別に定める場合の承認をすること。</p> <p>2 勤務時間条例第四条第二項ただし書の規定に基づき、週休日の特例を定める場合の協議に応ずること。</p> <p>3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三〇一八。以下「勤務時間規則」という。）第一条の四第一項第一号の規定に基づき、人事委員会が定める日を定めること。</p> <p>4 勤務時間規則第一条の五第三項第一号及び第二号の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている事項を定めること。</p> <p>5 勤務時間規則第一条の五第四項第二号の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている事項を定めること。</p> <p>6 勤務時間規則第三条の二の規定に基づき、休憩時間を一斉に与えないこととする場合の協議に応ずること。</p> <p>7 勤務時間規則第四条の二第七項の規定に基づき、時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項を定める場合の協議に応ずること。</p> <p>8 勤務時間規則第五条第四項の規定に基づき、職員の休日の代休日の指定の手續に関し必要な事項を定める場合の協議に応ずること。</p> <p>9 勤務時間規則第九条第六項の規定に基づき、年次休暇の単位について別な定めをする場合の協議に応ずること。</p> <p>10 勤務時間規則第十一条第一項第十二号又は第十三号の規定に基づき、結婚休暇又は出産補助休暇の期間を定める場合の協議に応ずること。</p>

-
-
- 11 勤務時間規則第十一条第一項第十六号の規定に基づき、ボランティア休暇の期間が十日の範囲内となるときを定める場合及びボランティア休暇の対象となる施設を定める場合の協議に応ずること。
 - 12 勤務時間規則第二十条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めらるること。
 - 13 勤務時間規則第二十一条の規定に基づき、同規則の実施に関する細部の事項を定める場合の協議に応ずること。
 - 14 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第三条第五項の規定に基づき、勤務時間を別に定める場合の承認をすること。
 - 15 学校職員勤務時間条例第十九条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定める場合の協議に応ずること。
 - 16 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号。以下「学校職員勤務時間規則」という。）第十条第六項の規定に基づき、年次休暇の単位について別な定めをする場合の協議に応ずること。
 - 17 学校職員勤務時間規則第十二条第一項第二十四号の規定に基づき、ボランティア休暇の期間が十日の範囲内となるときを定める場合及びボランティア休暇の対象となる施設を定める場合の協議に応ずること。
 - 18 職員の修学部分休業に関する規則（埼玉県人事委員会規則二一一）（第一条の規定に基づき、教育施設を定める場合の協議に応ずること）。
 - 19 職員の自己啓発等休業に関する規則（埼玉県人事委員会規則二一一）（第二条の規定に基づき、教育施設を定める場合の協議に応ずること）。
-

二 職員の給与
に関する事務

- 1 地公法第五条第二項の規定に基づき、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項についての条例を制定し、又は改廃しようとするときの県議会からの意見照会に対して回答すること。
- 2 地公法第二十六条の規定に基づき、給料表が適当であるかどうかについて県議会及び知事に報告し、並びに給料表に定める給料月額額の増減について県議会及び知事に勧告すること。
- 3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二二一。以下「初任給規則」という。）第五条第二項第二号の規定に基づき、採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の職員に級別資格基準表の「採用試験」欄を適用する場合の承認をすること。
- 4 初任給規則第十条第一項第一号の規定に基づき、新たに職員となった者の職務の級の決定について承認をすること。
- 5 初任給規則第十九条第一項第一号の規定に基づき、特定の職務の級に昇格させる場合の承認をすること。
- 6 初任給規則第十九条第三項の規定に基づき、在級一年未満の者を昇格させる場合の承認をすること。
- 7 初任給規則第二十一条第一項の規定に基づき、特別の場合の昇格について承認をすること。
- 8 初任給規則第二十一条第二項の規定に基づき、特別の場合の昇格について承認をすること。
- 9 初任給規則第二十四条第一項の規定に基づき、初任給基準を異にする異動をした職員の職務の級の決定に関する承認をすること。
- 10 初任給規則第二十六条第一項の規定に基づき、給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級の決定に関する承認をすること。
- 11 初任給規則第二十七条の規定に基づき、給料表の

- 1 地公法第八条第一項第八号の規定に基づく、給与の支払の監理に関すること。
- 2 初任給規則第九条各号の規定に基づき、人事交流により採用した職員等の級別資格基準表の適用について特例を定める場合の承認をすること。
- 3 初任給規則第十条第二項の規定に基づき、人事交流により採用した職員等の級別資格基準表の適用について特例を定める場合の承認をすること。
- 4 初任給規則第十条第一項第一号に規定する職務の級に決定された新たに職員となった者について初任給規則第十六条から第十八条までの規定に基づき号給を決定する場合の承認をすること。
- 5 初任給規則第十六条の規定に基づき、人事交流により採用した職員等の号給を決定する場合の承認をすること（初任給規則第十条第一項第一号に規定する職務の級に決定された者を除く。）。
- 6 初任給規則第十七条の規定に基づき、特殊の職に採用した職員等の号給を決定する場合の承認をすること（初任給規則第十条第一項第一号に規定する職務の級に決定された者を除く。）。
- 7 初任給規則第十八条の規定に基づき、新たに職員となった者のうち特定の者の号給について承認をすること（初任給規則第十条第一項第一号に規定する職務の級に決定された者を除く。）。
- 8 初任給規則第二十三条第三項の規定に基づき、職員の降格後の号給を決定する場合の承認をすること。
- 9 初任給規則第二十五条第一項第二号の規定に基づき、初任給基準を異にする異動をした職員の号給の決定に関する基準を定める場合の承認をすること。
- 10 初任給規則第四十一条第二項の規定に基づき、職務に復帰した派遣条例に定める派遣職員（以下「派遣職員」という。）等の号給を調整する場合の承認をすること。

適用を異にする異動をした職員の手給の決定に関する基準を定める場合の承認をすること。

12 初任給規則第二十八条の規定に基づき、特別の場合の昇給について承認をすること。

13 初任給規則第四十二条の規定に基づき、規則の規定によることができない場合、又は規則の規定によることが著しく不適当な場合の別段の取扱いについて承認をすること。

14 給料等の支給に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 一一〇）第十六条の規定に基づき、規則により難しい場合に別段の取扱いをする場合の承認をすること。

15 職員の特種勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 七二四。以下「特勤規則」という。）第十条第二項の規定に基づき、著しく危険な区域を認めること。

16 特勤規則第十一条第三号の規定に基づき、第一号又は第二号に相当すると認めること。

17 特勤規則第十四条第三項第二号の規定に基づき、著しく危険であると認めること。

18 特勤規則第十四条第三項第三号の規定に基づき、第一号又は第二号に相当すると認めること。

19 特勤規則第十四条第八項の規定に基づき、著しく危険な業務であると認めること。

20 特勤規則第十四条第九項の規定に基づき、著しく危険な区域であると認めること。

21 特勤規則第十四条第十項の規定に基づき、心身に著しい負担を与える業務であると認めること。

22 期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 九三。以下「期末勤勉規則」という。）第七条の三の規定に基づき、任命権者が、一時差止め分を行う場合の協議に応ずること。

23 期末勤勉規則第七条の五第二項の規定に基づき、一時差止め分の取消しの申立てがなされた場合の取扱い

11 初任給規則第四十一条第二項の規定に基づき、派遣の期間中に退職する派遣職員の手給を調整する場合の承認をすること。

12 初任給規則第四十二条の規定に基づき、職員の手給を訂正する場合の承認をすること。

13 給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 三九七）別表第一の規定に基づき、給料の調整額を支給する場合の承認をすること。

14 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七 五七二）附則第六項の規定に基づき、医師に給料の調整額を支給する場合の承認をすること。

15 初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 五六。以下「初任給調整規則」という。）第二項第一項の規定に基づき、採用による欠員の補充が困難な職であると認めること。

16 初任給調整規則第二条第二項の規定に基づき、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると認めること。

17 住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二九九）第二条第三号の規定に基づき、配偶者等が所有し、又は借り受け、居住している住宅等に準ずると認められること。

18 通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二四）第十条第一号又は第二号の規定に基づき、通勤が困難であると認め又は新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用により得られる通勤事情の改善が相当であると認めること。

19 単身赴任手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 五五〇。以下「単身赴任手当規則」という。）第六条第二項第二号、第三号又は第五号の規定に基づき、職員が職務の遂行上住居を移転せざるを得ない場合を認めること。

についての協議に応ずること。

24 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)第十六条、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)第八条及び学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第三十号)第十一条の規定に基づき、教育委員会規則を定める場合の協議(軽易な事項に係るものを除く。)に応ずること。

25 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第十二号)第四十条の規定に基づき、同規則により難しい事情がある場合の協議に応ずること。

26 学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号)第十五条の規定に基づき、同規則により難しい事情がある場合の協議に応ずること。

27 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第四号)第七条の三の規定に基づき、任命権者が、一時差止処分を行う場合の協議に応ずること。

28 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第七条の五第二項の規定に基づき、一時差止処分の取消しの申立てがなされた場合の取扱いについての協議に応ずること。

29 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号。以下「任期付職員条例」という。)第四条第三項の規定に基づき、給料月額を承認すること。

30 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年埼玉県条例第五号)第五条第五項の規定に基づき、給料月額を承認すること。

20 特勤規則第六条の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下、悪臭及び有害物質の調査又は取締りの業務に準ずると認めること。

21 特勤規則第八条第二項の規定に基づき、蓄ふん等の発酵施設について認めること。

22 特勤規則第十四条第一項第二号の規定に基づき、その周辺の安全を確保することが特に必要である者について承認すること。

23 特勤規則第十四条第十二項の規定に基づき、心身に著しい負担を与えるものについて認めること。

24 特勤規則第十五条の規定に基づく特殊勤務手当実績簿備考五に基づき承認すること。

25 休日勤務手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七五四一)第二条第三号の規定に基づき、休日勤務手当の支給される日を承認すること。

26 期末勤勉規則第十五条第二項の規定に基づき、支給日を承認すること。

27 期末勤勉規則別表第一の規定に基づき、加算を受け職員及び加算割合の承認をすること。

28 学校職員の給与等に関する条例第十六条、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第八条及び学校職員の特殊勤務手当に関する条例第十一条の規定に基づき、教育委員会規則を定める場合の協議のうち軽易な事項に係るものに応ずること。

29 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の規定に基づき、学校職員の給与に係る協議(人事委員会決裁事項とされているものを除く。)に応ずること。

30 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等に基づき、学校職員の給与関係通知の制定又は改廃についての協議に応ずること。

	<p>三 退職管理に関する事務</p> <p>1 地公法第三十八条の四第二項（地公法第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任命権者が行う調査の経過について、意見を述べること。</p>	<p>31 派遣条例第四条第二項の規定に基づき、給与を支給することが著しく不相当であると認めること。</p> <p>32 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一）第三条第五項の規定に基づき、給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更することについて認めること。</p> <p>33 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則二〇一。以下「任期付職員規則」という。）第六条第一項の規定に基づき、試験の結果により採用された者に相当する者として認めること。</p> <p>34 職員の給与に関する実態等の調査に関すること。</p> <p>35 職種別民間給与の実態調査に関すること。</p> <p>36 人事委員会通知の制定並びにこれに基づく承認及び協議事項に関すること。</p>
<p>四 公平審理に関する事務</p>	<p>1 地公法第八条第一項第九号及び第四十七条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。</p>	<p>1 地公法第三十八条の二第七項の規定に基づき、職員からの届出を受理すること。</p> <p>2 地公法第三十八条の三の規定に基づき、任命権者からの報告を受理すること。</p> <p>3 地公法第三十八条の四第一項の規定に基づき、任命権者からの通知を受理すること。</p> <p>4 地公法第三十八条の四第二項（地公法第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任命権者に報告を求めること。</p> <p>5 地公法第三十八条の四第三項（地公法第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任命権者からの報告を受理すること。</p> <p>6 地公法第三十八条の五第一項の規定に基づき、任命権者に調査を行うよう求めること。</p> <p>1 審査請求規則第三条第四項の規定に基づき、代理人選任（解任）届及び主任代理人指定（変更）届を受理すること。</p> <p>2 審査請求規則第六条第四項の規定に基づき、審査請求</p>

- 2 地公法第八条第一項第十号の規定に基づき、職員に對する不利益な処分についての審査請求に對する裁決をすること。
- 3 地公法第八条第六項の規定に基づき、法律又は条例に基づくその権限の行使に関し必要があるときに、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めること。
- 4 地公法第八条第八項及び第五十条第一項の規定に基づき、職員に對する不利益な処分についての審査請求を審査し、並びに同条第三項の規定に基づき、不利益な処分を受けた職員がその処分によつて受けた不当な取扱いを是正するための指示をすること。
- 5 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四百十三号）第五条第二項の規定に基づき、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての審査の請求を審査し裁定すること。
- 6 不利益処分についての審査請求に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一一。以下「審査請求規則」という。）第三条第三項の規定に基づき、主任代理人を指定し、及び変更すること。
- 7 審査請求規則第五条第一項の規定に基づき、代理人の数を制限すること。
- 8 審査請求規則第六条の二の規定に基づき、審査請求書の補正を命じ、又は職権により軽微な補正をすること。
- 9 審査請求規則第七条第一項の規定に基づき、審査請求の受理又は却下の決定をすること。
- 10 審査請求規則第七条の二の規定に基づき、審査請求を却下すること。
- 11 審査請求規則第八条第一項の規定に基づき、数個の

- 書記載事項変更届を受理すること。
- 3 審査請求規則第六条の二の規定に基づき、審査請求書の軽微な補正を命ずること。
- 4 審査請求規則第七条第二項及び第七条の二第二項の規定に基づき、却下通知書を送達すること。
- 5 審査請求規則第八条第二項の規定に基づき、審査併合又は分離通知書を送達すること。
- 6 審査請求規則第八条の二第二項の規定に基づき、代表者選任（解任）届を受理すること。
- 7 審査請求規則第九条第十四項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）に基づき、審理調書を作成すること。
- 8 審査請求規則第十一条の規定に基づき、審理手続変更請求書を受理すること。
- 9 審査請求規則第十二条第二項の規定に基づき、審査請求取下申出書を受理すること。
- 10 審査請求規則第十三条第三項の規定に基づき、審査の終了通知書を送達すること。
- 11 審査請求規則第十五条第一項の規定に基づき、裁決書の写しを送達すること。
- 12 審査請求規則第十六条の規定に基づき、是正指示書を送達すること。
- 13 審査請求規則第十八条第三項の規定に基づき、再審の却下通知書を送達すること。
- 14 措置要求規則第二条第三項の規定に基づき、措置要求書記載事項変更届を受理すること。
- 15 措置要求規則第三条第一項の規定に基づき、措置要求書の記載事項及び添付資料並びに要求の内容等について調査を行うこと。
- 16 措置要求規則第三条第二項の規定に基づき、措置要求書の軽微な補正を命ずること。
- 17 措置要求規則第五条の規定に基づき、措置要求取下

-
- 審査請求を併合して審査し、又は併合した審査請求を分離すること。
- 12 審査請求規則第九条第一項の規定に基づき、答弁書及び証拠の提出を求めること。
- 13 審査請求規則第九条第二項の規定に基づき、反論書の提出を求めること。
- 14 審査請求規則第九条第四項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当事者に質問し、又は立証を求めること。
- 15 審査請求規則第九条第六項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職権による証拠調べをすること。
- 16 審査請求規則第九条第八項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、証拠の申出を却下すること。
- 17 審査請求規則第九条第十一項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、口述書の提出を求めること。
- 18 審査請求規則第九条第十二項の規定に基づき、証人相互の対質を求めること。
- 19 審査請求規則第九条第十六項（審査請求規則第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審理を終了すること。
- 20 審査請求規則第十条第二項の規定に基づき、答弁書又は反論書の提出を求めること。
- 21 審査請求規則第十条第四項の規定に基づき、証人出席の承認をすること。
- 22 審査請求規則第十条第五項の規定に基づき、当事者相互、当事者と証人又は証人相互の対質を求めること。
- 23 審査請求規則第十条第六項の規定に基づき、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとること。
-

- 申出書を受理すること。
- 18 措置要求規則第七条、第八条又は第八条の二の規定に基づき、判定書、勧告書若しくはその写し又はその他の文書を送達すること。
- 19 公務災害補償の審査の申立てに関する規則（埼玉県人事委員会規則一四 一）第二条第三項の規定に基づき、公務災害補償審査申立書記載事項変更届を受理すること。
- 20 苦情相談規則第三条第一項の規定に基づき、関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行うこと。
- 21 苦情相談規則第三条第三項の規定に基づき、事案の処理を打ち切ること。
-

-
- 24 審査請求規則第十条第八項の規定に基づき、口頭審理における発言を許し、その指揮に従わない者の発言を禁止し、及び発言が相当でない場合にこれを制限すること。
- 25 審査請求規則第十条第九項の規定に基づき、口頭審理における秩序を維持するために必要な措置を執ること。
- 26 審査請求規則第十条の二第一項の規定に基づき、人事委員会の委員又は事務局長若しくは事務職員をして口頭審理の準備手続を行わせること。
- 27 審査請求規則第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、審査の終了を決定すること。
- 28 審査請求規則第十四条第一項の規定に基づき、判決を行い、裁決書を作成すること。
- 29 審査請求規則第十六条の規定に基づき、任命権者に対し、是正の指示をすること。
- 30 審査請求規則第十八条第一項の規定に基づき、再審請求の受理又は却下の決定をすること。
- 31 審査請求規則第十九条の規定に基づき、職権による再審を行うこと。
- 32 審査請求規則第二十一条第一項の規定に基づき、再審の結果必要な措置を執ること。
- 33 審査請求規則第二十四条の規定に基づき、処分についての審査請求の手續及び審査の結果執るべき措置に關し必要な事項を定めること。
- 34 勤務条件に關する措置の要求に關する規則（埼玉県人事委員会規則一一二。以下「措置要求規則」という。）第三条第一項の規定に基づき、措置の要求を受理すべきかどうかを決定すること。
- 35 措置要求規則第三条第二項の規定に基づき、措置要求書の補正を命じ、又は職権により軽微な補正をすること。
-

-
- 36 措置要求規則第三条第三項の規定に基づき、関係当事者に対して交渉の勧奨をすること。
- 37 措置要求規則第四条第一項の規定に基づき、関係当事者を喚問しその陳述を求め、書類又はその写しの提出を求めること。
- 38 措置要求規則第四条第二項の規定に基づき、口頭審理を行うこと。
- 39 措置要求規則第四条第三項の規定に基づき、関係当事者問をあっせんすること。
- 40 措置要求規則第六条の規定に基づき、事案の審査を打ち切ること。
- 41 措置要求規則第七条の規定に基づき、判定を行うこと。
- 42 措置要求規則第八条の規定に基づき、勧告すること。
- 43 措置要求規則第九条の規定に基づき、措置の要求の審査の手續に關し必要な事項を定めること。
- 44 苦情相談規則第八条の規定に基づき、規則の実施に關し必要な事項を定めること。
- 45 職員の退職手当に關する条例(昭和三十八年条例第十八号。以下「退職手当条例」という。)(第二十一条第一項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について調査審議すること。
- 46 退職手当条例第二十一条第三項の規定に基づき、口頭で意見を述べる機会を与えることに関すること。
- 47 退職手当条例第二十一条第四項の規定に基づき、書面又は資料の提出、陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすること。
- 48 退職手当条例第二十一条第五項の規定に基づき、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めること。
-

<p>五 労働基準監督機関の職権行使に関する事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「労基法」という。）第十八条第六項の規定に基づき、貯蓄金の管理を中止すべきことを命ずること。 2 労働基準法第二十条第三項の規定に基づき、事業の継続が不可能となった事由又は職員を解雇する事由を認定すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 労基法第三十二条第一項の規定に基づき、災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の許可をすること。 2 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十二条第二項の規定に基づき、休憩自由利用除外の許可をすること。 3 人事委員会と埼玉労働局との間で締結された協定に基づき、県の行う事業又は事務所についての労基法別表第一の号別区分を埼玉労働局長と協議をし、及び決定をすること。 4 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）第三十八条第三項の規定に基づき、安衛法第三十七条第一項に規定されるポイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等で、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）の落成検査、変更検査及び使用再開検査の可否の決定をし、並びに安衛法第三十九条第二項の規定に基づき、検査証を交付し、若しくは同条第三項の規定に基づき、検査結果を検査証に裏書をすること。 5 安衛法第四十一条第二項の規定に基づき、特定機械等の性能検査の可否を決定すること。 6 安衛法第八十八条第一項の規定に基づき、特定機械等の設置届、移転届又は変更届を受理すること。
<p>六 職員団体に 関する事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地公法第五十二条第五項の規定に基づき、職員団体を登録すること。 2 地公法第五十二条第六項の規定に基づき、職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すこと。 3 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号。以下「法人格付与法」という。）第五条の規定に基づき、職員団体等の規約を認証すること。 4 法人格付与法第六条の規定に基づき、職員団体等の規約の認証を拒否すること。 5 法人格付与法第八条第一項の規定に基づき、職員団 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地公法第五十二条第九項の規定に基づき、職員団体の登録事項の変更届を受理すること。 2 地公法第五十二条第十項の規定に基づき、職員団体の解散届を受理すること。 3 法人格付与法第三条第一項の規定に基づき、職員団体が法人となる旨の申出を受理すること。 4 法人格付与法第七条の規定に基づき、規約の記載事項の変更に係る届出を受理すること。 5 法人格付与法第十条第一項の規定に基づき、職員団体等に対し、報告等の提出を求めること。 6 法人格付与法第十条第二項の規定に基づき、関係機関

<p>七 職員に関する事務</p>	
<p>1 地公法第十七条の二第三項の規定に基づき、復職をする場合における資格要件、任用手続及び任用の際における身分に必要事項を定めること。</p> <p>2 地公法第十八条ただし書（地公法第二十一条の四第四項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共同又は委託して、競争試験又は選考を行うことを決定すること。</p> <p>3 地公法第二十一条の二第三項の規定に基づき、その定める職員の職について、その職の競争試験又は選考</p>	<p>体等の規約の認証を取り消すこと。</p> <p>6 行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「手続法」という。）第十三条第一項第一号の規定に基づき、職員団体の登録の取消し又は職員団体等の規約の認証の取消しに関する聴聞を行うことを決定すること。</p> <p>7 手続法第十三条第一項第二号の規定に基づき、職員団体の登録の効力の停止に関する弁明の機会の付与を行うこと。</p> <p>8 手続法第十九条第一項の規定に基づき、職員団体の登録の取消し又は職員団体等の規約の取消しに関する聴聞の主宰者を指名すること。</p> <p>9 手続法第二十五条の規定に基づき、職員団体の登録の取消し又は職員団体等の規約の認証の取消しに関する聴聞の主宰者に対し、聴聞の再開を命ずること。</p> <p>10 職員団体の登録の取消しの聴聞の手続に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一一。以下「聴聞規則」という。）第四条の規定に基づき、聴聞における秩序を維持するために必要な措置を執ること。</p> <p>11 聴聞規則第五条の規定に基づき、地方公共団体の当局、その他事案に係のある者を喚問しその陳述を求め、書類又はその写しの提出を求めること。</p> <p>12 聴聞規則第八条の規定に基づき、登録の取消しの聴聞の手続に必要事項を定めること。</p>
<p>1 地公法第二十二条第三項の規定に基づき、臨時的任用をされる者の資格要件を定めること。</p> <p>2 地公法第二十一条第四項の規定に基づき、臨時的任用を取り消すこと。</p> <p>3 任用規則第三条第三項の規定に基づき、職員（初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の者を除く。）の転任を承認すること。</p> <p>4 任用規則第十条第一項の規定に基づき、採用試験の告示をすること。</p>	<p>に対し、必要な協力を求めること。</p> <p>7 職員団体の登録に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第四十四号。以下「登録条例」という。）第三条の規定に基づき、登録した旨又はしない旨を通知すること。</p> <p>8 登録条例第四条第四項の規定に基づき、職員団体の登録事項の変更をした旨又はしない旨を通知すること。</p> <p>9 職員団体の登録に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一七。以下「登録規則」という。）第二条の規定に基づき、職員団体の登録事項の変更を職員団体登録簿に登録すること。</p> <p>10 登録規則第七条第二項の規定に基づき、職員団体が法人となる旨の申出の受理証明書を交付すること。</p>

に相当する国又は他の地方公共団体の競争試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすこと。

4 職員（初任給規則第十條第一項第一号に掲げる職務の級の者に限る。）の転任を承認すること。

5 任用規則第四條第一項の規定に基づき、同条同項に掲げる採用試験の区分以外の試験区分を置くこと。

6 任用規則第五條ただし書の規定に基づき、同規則別表第二の試験職種欄に掲げるもの以外の試験職種を置くこと。

7 任用規則第六條第一項の規定に基づき、採用試験の試験種目を定めること。

8 任用規則第八條第一項の規定に基づき、採用試験の受験資格を定めること。

9 任用規則第八條第三項ただし書の規定に基づき、日本国籍を有しない者が採用試験を受けることができる職種を定めること。

10 任用規則第十二條第一項又は第二十一條の七第一項の規定に基づき、試験の合格者を決定すること。

11 任用規則第十三條の規定に基づき、委任を決定すること。

12 任用規則第十五條又は第二十一條の十の規定に基づき、職員（初任給規則第十條第一項第一号に掲げる職務の級の者に限る。）の選考を行うこと。

13 任用規則第十八條又は第二十一條の十二の規定に基づき、選考を受けることができる者の資格要件（重要又は異例なものに限る。）を定めること。

14 任用規則第二十一條の三の規定に基づき、昇任試験の試験種目、出題分野及び受験資格を定めること。

5 任用規則第十一條又は第二十一條の六の規定に基づき、試験の広報及びその方法の決定（重要又は異例なものに限る。）をすること。

6 任用規則第二十一條の八第二項の規定に基づき、受験資格を定める場合の協議に応ずること。

7 任用規則第十四條又は第二十一條の九の規定に基づき、試験の実施に関し必要な事項（実施事務要領の決定を除く。）を別に定めること。

8 任用規則第十五條又は第二十一條の十の規定に基づき、職員（初任給規則第十條第一項第一号に掲げる職務の級の者及び任用規則第十七條第一項ただし書の規定に基づき、採用を希望する者のうち、あらかじめ選考を行ったものを除く。）の選考を行うこと。

9 任用規則第十五條第二号から第五号までの規定に基づき、選考により採用することができる職の承認をすること。

10 任用規則第二十一條の十第三号の規定に基づき、選考により昇任させる職の承認をすること。

11 任用規則第十七條第一項ただし書又は第二十一條の十一第一項ただし書の規定に基づき、採用又は昇任を希望する者について、あらかじめ選考を行うこと。

12 任用規則第十七條第三項又は第二十一條の十一第二項の規定に基づき、選考の方法を定めること。

13 任用規則第十八條又は第二十一條の十二の規定に基づき、選考を受けることができる者の資格要件（重要又は異例なものを除く。）を定めること。

14 任用規則第二十條第三項又は第二十一條の十四第二項の規定に基づき、選考の資格要件を定める場合の協議に応ずること。

15 任用規則第二十一條又は第二十一條の十五の規定に基づき、選考の実施に関し必要な事項（実施事務要領の決定を除く。）を別に定めること。

- 15 任用規則第二十二條第一項の規定に基づき、任用候補者名簿を作成すること。
- 16 任用規則第二十四條第一項の規定に基づき、新旧両名簿を統合した任用候補者名簿を作成すること。
- 17 任用規則第二十九條第一項第二号の規定に基づき、任用候補者名簿を失効させること。
- 18 地方公共団体の一般職の任期付職員を採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員法」という。）第三條第三項の規定に基づき、特定任期付職員（任期付職員条例第四條第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の採用の承認をすること。
- 19 任期付職員法第三條第二項の規定に基づき、一般任期付職員（任期付職員規則第六條第一項に規定する一般任期付職員をいう。以下同じ。）（初任給規則第十條第一項第一号に掲げる職務の級の者に限る。）の採用の承認をすること。
- 20 任期付職員法第七條第二項の規定に基づき、特定任期付職員の任期の更新の承認をすること。
- 21 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号。以下「任期付研究員法」という。）第三條第二項の規定に基づき、任期を定めた採用の承認をすること。
- 22 任期付研究員法第四條第二項の規定に基づき、任期の特例の承認をすること。

- 16 任用規則第二十五條の規定に基づき、任用候補者を任用候補者名簿から削除すること。
- 17 任用規則第二十六條の規定に基づき、任用候補者名簿から削除された任用候補者を当該名簿に復活すること。
- 18 任用規則第二十九條第一項第一号の規定に基づき、任用候補者名簿を失効させること。
- 19 任用規則第三十一條の規定に基づき、名簿を提示すること。
- 20 任用規則第三十三條の規定に基づき、任用候補者の提示を延期すること。
- 21 任用規則第三十四條第二項の規定に基づき、一の任用候補者を二以上の任命権者に重複して提示しないことを決定すること。
- 22 任用規則第四十三條の規定に基づき、本規則の実施に関し必要な事項を定めること。
- 23 職員の任用に関する規則様式集を定めること。
- 24 採用試験に関する委員等設置規程（昭和六十二年埼玉県人事委員会訓令第一号）第二條から第六條までの規定に基づき、同規程第一條に定める委員等の委嘱又は任命をすること。
- 25 人事記録に関する規則（埼玉県人事委員会規則二四。以下「人事記録規則」という。）第三條第二項ただし書の規定に基づき、任命権者が勤務記録カードを別の様式に定めることを承認すること。
- 26 人事記録規則第五條の規定に基づき、人事記録を任命権者に請求、受理すること。
- 27 派遣条例第三條第二項又は第三項の規定に基づき、派遣期間の更新等をする場合の協議に応ずること。
- 28 任期付職員法第三條第三項の規定に基づき、一般任期付職員（初任給規則第十條第一号に掲げる職務の級の者を除く。）の採用の承認をすること。

<p>八 勤務延長及び再任用に関する事務</p>	<p>1 定年制条例第四条第二項の規定に基づき、定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で勤務延長した期限又は同条同項の規定により延長された期限が到来する職員（初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級の者又は教育長の職にある者に限る。）を引き続き勤務延長する場合の承認をすること。</p> <p>2 職員の定年等に関する規則（埼玉県人事委員会規則九一。以下「定年制規則」という。）第二条第二項の規定に基づき、勤務延長職員（初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級の者に限る。）を特別の事情により異動させる場合の承認をすること。</p>	<p>29 任期付職員法第七条第三項の規定に基づき、一般任期付職員の任期の更新の承認をすること。</p> <p>30 任期付職員法第八条第三項の規定に基づき、特定任期付職員又は一般任期付職員の他の職への任用の承認をすること。</p> <p>31 任期付職員規則第九条の規定に基づき、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めること。</p> <p>32 任期付職員法第三条第四項の規定に基づき、採用計画を作成しようとするときの協議に応ずること。</p> <p>33 任期付職員法第四条第三項の規定に基づき、任期の特例の承認をすること。</p> <p>34 任期付職員規則第二条の規定に基づき、異動の承認をすること。</p> <p>35 任期付職員規則第十三条の規定に基づき、任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関し必要な事項を定めること。</p> <p>1 定年制条例第四条第二項の規定に基づき、定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で勤務延長した期限又は同条同項の規定により延長された期限が到来する職員（初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級の者及び教育長の職にある者を除く。）を引き続き勤務延長する場合の承認をすること。</p> <p>2 定年制規則第二条第二項の規定に基づき、勤務延長職員（初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級の者を除く。）を特別の事情により異動させる場合の承認をすること。</p> <p>3 定年制規則第九条の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し必要な事項を定めること。</p>
--------------------------	---	---

別表第四課長専決事項の欄14ト中「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同欄15中「第十九条」の下に「第一項」を、「又は」の下に「同条第三項の規定に基づき」を加え、同欄30中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同欄31中「第十条」を「第九条」に改める。

別表第四任用審査課長専決事項の欄1中「第十一条」の下に「又は第二十一条の六」を加え、同欄2中「第十二条第一項ただし書」の下に「又は第二十一条の七第一項ただし書」を加え、「同条同項本文」を「任用規則第十二条第一項本文又は第二十一条の七第一項本文」に、「及び」を「又は」に改め、同欄3中「第十二項第二項」の下に「又は第二十一条の七第二項」を加え、同欄4中「及び第二十一条」を「第二十一条、第二十一条の九又は第二十一条の十五」に、「及び選考」を「又は選考」に改め、同欄8中「第四十一条第三項」を「第四十一条第三号」に改め、同欄9中「の決定を」を「を決定」に改め、同欄12中「の受理を」を「を受理」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。